

第 672 回兵庫地方最低賃金審議会

日時：令和 6 年 8 月 21 日（水） 10:00～
場所：兵庫労働局 16 階 第 3 共用会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 兵庫県最低賃金の改正に係る異議申出の審議について
- (2) その他

3 閉 会

兵庫地方最低賃金審議会

第 672 回審議会資料

令和 6 年 8 月 21 日

兵庫労働局労働基準部賃金室

第 672 回兵庫地方最低賃金審議会

資 料 目 次

1	兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）写（令和 6 年 8 月 5 日）	1
2	異議申立書：兵庫県労働組合総連合(令和 6 年 8 月 20 日受理)	3
3	異議申立書：兵庫県私立学校教職員組合連合(令和 6 年 8 月 20 日受理)	4
4	異議申立書：兵庫私学労働組合（令和 6 年 8 月 20 日受理）	5
5	異議申出書：兵庫労連・神戸地域労働組合(令和 6 年 8 月 20 日受理)	6
6	異議申立書：全日本放送受信料労働組合兵庫県協議会(令和 6 年 8 月 20 日受理)	7
7	異議申立書：郵政産業労働者ユニオン兵庫県協議会（令和 6 年 8 月 20 日受理）	8
8	異議申立書：郵政産業労働者ユニオン尼崎支部（令和 6 年 8 月 20 日受理）	9
9	異議申立書：郵政産業労働者ユニオン西宮支部(令和 6 年 8 月 20 日受理)	10
10	異議申立書：郵政ユニオン神戸中央支部（令和 6 年 8 月 20 日受理）	11
11	異議申立書：郵政産業労働者ユニオン灘支部（令和 6 年 8 月 20 日受理）	12
12	異議申立書：全日本建設交運一般労働組合兵庫県本部(令和 6 年 8 月 20 日受理)	13
13	異議申立書：全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部（令和 6 年 8 月 20 日受理）	14
14	異議申立書：J M I T U兵庫地方本部(令和 6 年 8 月 20 日受理)	15
15	異議申立書：J M I T U通信産業本部兵庫支部（令和 6 年 8 月 20 日受理）	16
16	異議申立書：西播地域労働組合総連合（令和 6 年 8 月 20 日受理）	17
17	異議申出書：自立労働組合連合不二家神戸労働組合(令和 6 年 8 月 20 日受理)	18



令和6年8月5日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野 巨利

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月1日付け兵労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は独占禁止法や下請法の執行を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行えるように、現在の「業務改善助成金」制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。また、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減をはじめとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。
- 3 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進と制度の充実、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと。
- 4 生活者のリビングコスト（医療、教育、住宅など）の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。

兵庫県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,052円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日

組織名 兵庫県労働組合総連合
代表者 議長 成山太志

2024年兵庫地方最低賃金審議会の改定決定に対する 異議申立書

兵庫地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の兵庫県最低賃金の改定について、現行の1001円を51円引き上げて1052円にすると答申しました。

私たちが最低生計費調査で示した『直ちに1500円』からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活は圧迫されています。

これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使一致しています。

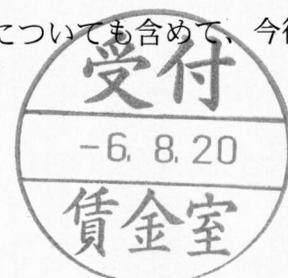
審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」加えて今年は、「生活者のリビングコスト（医療、教育、住宅など）の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を厚労省の枠を超え「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 兵庫地方最低賃金額を目安+1円の51円引き上げ、1052円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。答申の建議にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを確約したうえで再審議してください。
2. 最低生計費についても議論し、最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、兵庫県の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。全国一律最低賃金制につながる引上げを求めます。なお、生活保護との乖離について、県庁所在地（県内最高値）で検証しなおして、すべての県民が、法の適用（最低賃金法第9条3項）を受けられるようにしてください。
3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開が原則です。委員の任命についても含めて、今後も更に開かれた審議を求めます。



以上

2024年 8月20日

組織名 兵庫県私立学校教職員組合連合
代表者 執行委員長 永島 徳顕

2024年兵庫地方最低賃金審議会の改定決定に対する 異議申立書

兵庫地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の兵庫県最低賃金の改定について、現行の1001円を51円引き上げて1052円にすると答申しました。

私たちが最低生計費調査で示した『直ちに1500円』からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活は圧迫されています。

これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使一致しています。

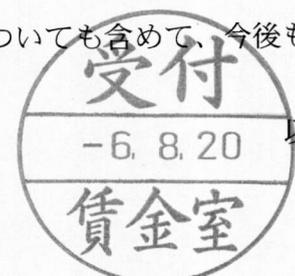
審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」加えて今年は、「生活者のリビングコスト（医療、教育、住宅など）の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を厚労省の枠を超え「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 兵庫地方最低賃金額を目安+1円の51円引き上げ、1052円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。答申の建議にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを確約したうえで再審議してください。
2. 最低生計費についても議論し、最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、兵庫県の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。全国一律最低賃金制につながる引上げを求めます。なお、生活保護との乖離について、県庁所在地（県内最高値）で検証しなおして、すべての県民が、法の適用（最低賃金法第9条3項）を受けられるようにしてください。
3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開が原則です。委員の任命についても含めて、今後も更に開かれた審議を求めます。



以上

2024年 8月20日

組織名 兵庫私学労働組合
代表者 執行委員長 永島 徳顕

2024年兵庫地方最低賃金審議会の改定決定に対する 異議申立書

兵庫地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の兵庫県最低賃金の改定について、現行の1001円を51円引き上げて1052円にすると答申しました。

私たちが最低生計費調査で示した『直ちに1500円』からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活は圧迫されています。

これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使一致しています。

審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」加えて今年は、「生活者のリビングコスト（医療、教育、住宅など）の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を厚労省の枠を超え「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 兵庫地方最低賃金額を目安+1円の51円引き上げ、1052円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。答申の建議にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを確約したうえで再審議してください。
2. 最低生計費についても議論し、最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、兵庫県の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。全国一律最低賃金制につながる引上げを求めます。なお、生活保護との乖離について、県庁所在地（県内最高値）で検証しなおして、すべての県民が、法の適用（最低賃金法第9条3項）を受けられるようにしてください。
3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開が原則です。委員の任命についても含めて、今後も更に関われた審議を求めます。



以上

2024年 8月 20日

組織名 兵庫労連・神戸地域労働組合
代表者

執行委員長 北川 伸一



2024年兵庫地方最低賃金審議会の改定決定に対する 異議申立書

兵庫地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の兵庫県最低賃金の改定について、現行の1001円を51円引き上げて1052円にすると答申しました。

私たちが最低生計費調査で示した『直ちに1500円』からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活は圧迫されています。

これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使一致しています。

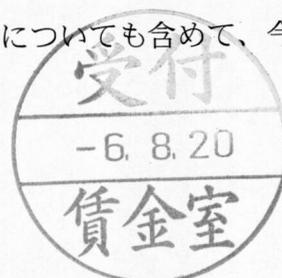
審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」加えて今年は、「生活者のリビングコスト（医療、教育、住宅など）の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を厚労省の枠を超え「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 兵庫地方最低賃金額を目安+1円の51円引き上げ、1052円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。答申の建議にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを確約したうえで再審議してください。
2. 最低生計費についても議論し、最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、兵庫県の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。全国一律最低賃金制につながる引上げを求めます。なお、生活保護との乖離について、県庁所在地（県内最高値）で検証しなおして、すべての県民が、法の適用（最低賃金法第9条3項）を受けられるようにしてください。
3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開が原則です。委員の任命についても含めて、今後も更に開かれた審議を求めます。



以上

兵庫労働局長
赤松 俊彦 殿

2024年 8 月20 日

全日本放送受信料労働組合
兵庫県協議会
岡崎 史典

組織名
代表者

2024年兵庫地方最低賃金審議会の改定決定に対する 異議申立書

兵庫地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の兵庫県最低賃金の改定について、現行の1001円を51円引き上げて1052円にすると答申しました。

私たちが最低生計費調査で示した『直ちに1500円』からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活は圧迫されています。

これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使一致しています。

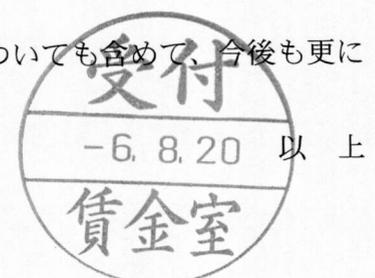
審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」加えて今年は、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を厚労省の枠を超え「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 兵庫地方最低賃金額を目安+1円の51円引き上げ、1052円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。答申の建議にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを確約したうえで再審議してください。
2. 最低生計費についても議論し、最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、兵庫県の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。全国一律最低賃金制につながる引上げを求めます。なお、生活保護との乖離について、県庁所在地(県内最高値)で検証しなおして、すべての県民が、法の適用(最低賃金法第9条3項)を受けられるようにしてください。
3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開が原則です。委員の任命についても含めて、今後も更に関われた審議を求めます。



兵庫労働局長
赤松 俊彦 殿

2024年 8月 20日

組織名 郵政産業労働者ユニオン
兵庫県協議会
代表者 議長 青木 昌

2024年兵庫地方最低賃金審議会の改定決定に対する 異議申立書

兵庫地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の兵庫県最低賃金の改定について、現行の1001円を51円引き上げて1052円にすると答申しました。

私たちが最低生計費調査で示した『直ちに1500円』からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活は圧迫されています。

これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使一致しています。

審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」加えて今年は、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を厚労省の枠を超え「政府に強く要望」しています。

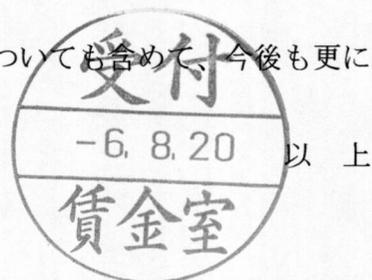
審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。

人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 兵庫地方最低賃金額を目安+1円の51円引き上げ、1052円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。答申の建議にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを確約したうえで再審議してください。
2. 最低生計費についても議論し、最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、兵庫県の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。全国一律最低賃金制につながる引上げを求めます。なお、生活保護との乖離について、県庁所在地(県内最高値)で検証しなおして、すべての県民が、法の適用(最低賃金法第9条3項)を受けられるようにしてください。
3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開が原則です。委員の任命についても含めて、今後も更に関われた審議を求めます。



2024年 8月 20日

組織名 郵政産業労働者ユニオン 尼崎支部

代表者 支部長 桐本 守

2024年兵庫地方最低賃金審議会の改定決定に対する 異議申立書

兵庫地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の兵庫県最低賃金の改定について、現行の1001円を51円引き上げて1052円にすると答申しました。

私たちが最低生計費調査で示した『直ちに1500円』からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活は圧迫されています。

これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使一致しています。

審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」加えて今年は、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を厚労省の枠を超え「政府に強く要望」しています。

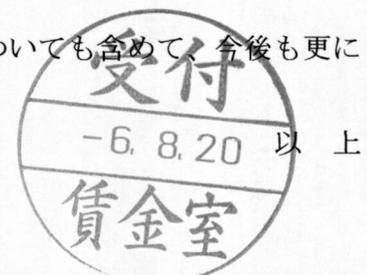
審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。

人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 兵庫地方最低賃金額を目安+1円の51円引き上げ、1052円とした答申については不服です。再審議を求めます。答申の建議にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを確約したうえで再審議してください。
2. 最低生計費についても議論し、最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、兵庫県の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。全国一律最低賃金制につながる引上げを求めます。なお、生活保護との乖離について、県庁所在地(県内最高値)で検証しなおして、すべての県民が、法の適用(最低賃金法第9条3項)を受けられるようにしてください。
3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開が原則です。委員の任命についても含めて、今後も更に開かれた審議を求めます。



組織名 郵政産業労働者ユニオン 西宮支部

代表者 板敷 浩史

2024年兵庫地方最低賃金審議会の改定決定に対する 異議申立書

兵庫地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の兵庫県最低賃金の改定について、現行の1001円を51円引き上げて1052円にすると答申しました。

私たちが最低生計費調査で示した『直ちに1500円』からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活は圧迫されています。

これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使一致しています。

審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」加えて今年、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を厚労省の枠を超え「政府に強く要望」しています。

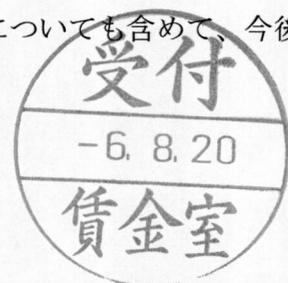
審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。

人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 兵庫地方最低賃金額を目安+1円の51円引き上げ、1052円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。答申の建議にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを確約したうえで再審議してください。
2. 最低生計費についても議論し、最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、兵庫県の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。全国一律最低賃金制につながる引上げを求めます。なお、生活保護との乖離について、県庁所在地(県内最高値)で検証しなおして、すべての県民が、法の適用(最低賃金法第9条3項)を受けられるようにしてください。
3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開が原則です。委員の任命についても含めて、今後も更に関われた審議を求めます。



以上

兵庫労働局長
赤松 俊彦 殿

2024年 8月 20日

郵政ユニオン
組織名 神戸中央支部
代表者 木岡道雄

2024年兵庫地方最低賃金審議会の改定決定に対する 異議申立書

兵庫地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の兵庫県最低賃金の改定について、現行の1001円を51円引き上げて1052円にすると答申しました。

私たちが最低生計費調査で示した『直ちに1500円』からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活は圧迫されています。

これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使一致しています。

審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」加えて今年は、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を厚労省の枠を超え「政府に強く要望」しています。

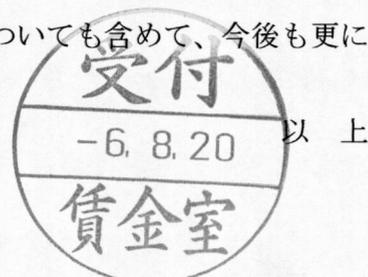
審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。

人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 兵庫地方最低賃金額を目安+1円の51円引き上げ、1052円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。答申の建議にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを確約したうえで再審議してください。
2. 最低生計費についても議論し、最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、兵庫県の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。全国一律最低賃金制につながる引上げを求めます。なお、生活保護との乖離について、県庁所在地(県内最高値)で検証しなおして、すべての県民が、法の適用(最低賃金法第9条3項)を受けられるようにしてください。
3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開が原則です。委員の任命についても含めて、今後も更に開かれた審議を求めます。



兵庫労働局長
赤松 俊彦 殿

2024年 8月 20日

組織名 郵政産業労働者ユニオン兵庫支部
代表者 部長 藤井秀和

2024年兵庫地方最低賃金審議会の改定決定に対する 異議申立書

兵庫地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の兵庫県最低賃金の改定について、現行の1001円を51円引き上げて1052円にすると答申しました。

私たちが最低生計費調査で示した『直ちに1500円』からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活は圧迫されています。

これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使一致しています。

審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」加えて今年、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を厚労省の枠を超え「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。

人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

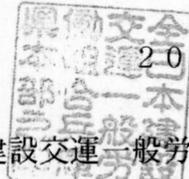
以上の点から、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 兵庫地方最低賃金額を目安+1円の51円引き上げ、1052円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。答申の建議にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを確約したうえで再審議してください。
2. 最低生計費についても議論し、最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、兵庫県の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。全国一律最低賃金制につながる引上げを求めます。なお、生活保護との乖離について、県庁所在地(県内最高値)で検証しなおして、すべての県民が、法の適用(最低賃金法第9条3項)を受けられるようにしてください。
3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開が原則です。委員の任命についても含めて、今後も更に関われた審議を求めます。



兵庫労働局長
赤松 俊彦 殿



2024年8月16日

組織名 全日本建設交運一般労働組合兵庫県本部
代表者 執行委員長 津村 訓孝



2024年兵庫地方最低賃金審議会の改定決定に対する 異議申立書

兵庫地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の兵庫県最低賃金の改定について、現行の1001円を51円引き上げて1052円にすると答申しました。

私たちが最低生計費調査で示した『直ちに1500円』からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活は圧迫されています。

これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使一致しています。

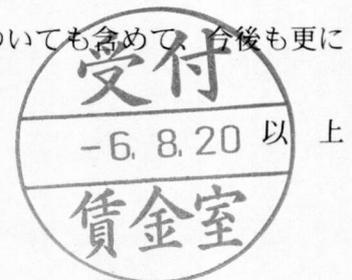
審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」加えて今年は、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を厚労省の枠を超え「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 兵庫地方最低賃金額を目安+1円の51円引き上げ、1052円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。答申の建議にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを確約したうえで再審議してください。
2. 最低生計費についても議論し、最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、兵庫県の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。全国一律最低賃金制につながる引上げを求めます。なお、生活保護との乖離について、県庁所在地(県内最高値)で検証しなおして、すべての県民が、法の適用(最低賃金法第9条3項)を受けられるようにしてください。
3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開が原則です。委員の任命についても含めて、今後も更に開かれた審議を求めます。



兵庫労働局長
赤松 俊彦 殿



2024年8月16日

組織名 全日本建設交通一般労働組合兵庫合同支部
代表者 執行委員長 國賀 由美子



2024年兵庫地方最低賃金審議会の改定決定に対する 異議申立書

兵庫地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の兵庫県最低賃金の改定について、現行の1001円を51円引き上げて1052円にすると答申しました。

私たちが最低生計費調査で示した『直ちに1500円』からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活は圧迫されています。

これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使一致しています。

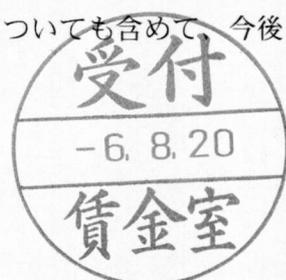
審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」加えて今年、「生活者のリビングコスト（医療、教育、住宅など）の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を厚労省の枠を超え「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 兵庫地方最低賃金額を目安+1円の51円引き上げ、1052円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。答申の建議にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを確約したうえで再審議してください。
2. 最低生計費についても議論し、最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、兵庫県の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。全国一律最低賃金制につながる引上げを求めます。なお、生活保護との乖離について、県庁所在地（県内最高値）で検証しなおして、すべての県民が、法の適用（最低賃金法第9条3項）を受けられるようにしてください。
3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開が原則です。委員の任命についても含めて、今後も更に開かれた審議を求めます。



以上

兵庫労働局長
赤松 俊彦 殿

2024年 8月 20日

組織名
代表者



JMITU
兵庫地方本部
執行委員長 中村 伸 治



2024年兵庫地方最低賃金審議会の改定決定に対する 異議申立書

兵庫地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の兵庫県最低賃金の改定について、現行の1001円を51円引き上げて1052円にすると答申しました。

私たちが最低生計費調査で示した『直ちに1500円』からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活は圧迫されています。

これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使一致しています。

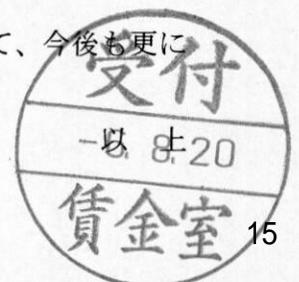
審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」加えて今年は、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を厚労省の枠を超え「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 兵庫地方最低賃金額を目安+1円の51円引き上げ、1052円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。答申の建議にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを確約したうえで再審議してください。
2. 最低生計費についても議論し、最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、兵庫県の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。全国一律最低賃金制につながる引上げを求めます。なお、生活保護との乖離について、県庁所在地(県内最高値)で検証しなおして、すべての県民が、法の適用(最低賃金法第9条3項)を受けられるようにしてください。
3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開が原則です。委員の任命についても含めて、今後も更に開かれた審議を求めます。



兵庫労働局長
赤松 俊彦 殿

2024年 8月 13日

〒650-0025 神戸市中央区相生町4丁目4番6号
(広園ビル2F)

組織名 JMITU通信産業本部兵庫支部
代表者 TEL.(078)341-2460 FAX(078)341-2112

執行委員長 増田 二郎

2024年兵庫地方最低賃金審議会の改定決定に対する 異議申立書

兵庫地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の兵庫県最低賃金の改定について、現行の1001円を51円引き上げて1052円にすると答申しました。

私たちが最低生計費調査で示した『直ちに1500円』からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活は圧迫されています。

これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使一致しています。

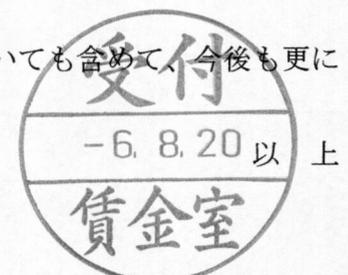
審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」加えて今年は、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を厚労省の枠を超え「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 兵庫地方最低賃金額を目安+1円の51円引き上げ、1052円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。答申の建議にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを確約したうえで再審議してください。
2. 最低生計費についても議論し、最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、兵庫県の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。全国一律最低賃金制につながる引上げを求めます。なお、生活保護との乖離について、県庁所在地(県内最高値)で検証しなおして、すべての県民が、法の適用(最低賃金法第9条3項)を受けられるようにしてください。
3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開が原則です。委員の任命についても含めて、今後も更に開かれた審議を求めます。



団体名 西播地域労働組合総連合

代表者名 議長 播戸 夏樹

2024年兵庫地方最低賃金審議会の改定決定に対する 異議申立書

兵庫地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の兵庫県最低賃金の改定について、現行の1,001円を51円引き上げて1,052円にすると答申しました。審議会では、私達の意見を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であると拝察いたします。

しかしながら、私たちが最低生計費調査で示した時間額1600円からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。また調査後も物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活は圧迫されています。そして今春闘での大企業を中心とする賃上げは時給換算でおおよそ90円です。それと比較しても今回の引き上げ決定は低すぎます。

これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使一致しています。

審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」加えて今年は、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を厚労省の枠を超え「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から、兵庫県労働組合総連合として、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

記

1. 兵庫地方最低賃金額を目安+1円の51円引き上げ、1052円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。答申の建議にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを確約したうえで再審議してください。
2. 最低生計費についても議論し、最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、兵庫県の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。全国一律最低賃金制につながる引上げを求めます。なお、生活保護との乖離について、県庁所在地(県内最高値)で検証しなおして、すべての県民が、法の適用(最低賃金法第9条3項)を受けられるようにしてください。
3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開が原則です。委員の任命についても含めて、今後も更に開かれた審議を求めます。



以上

2024年8月20日

兵庫労働局長 様

全国労働組合連絡協議会（全労協）

全国一般労働組合全国協議会

自立労働組合連合

不二家神戸労働組合

委員長 伊藤 潔史

住所 兵庫県神戸市西区高塚台5-4-1
不二家神戸内

連絡先 自立労働組合連合（担当：藤原）
京都市南区東九条西山王町7
FAX (075)-748-8773

兵庫地方最低賃金審議会の意見に対する 異議申出書

最低賃金法第11条第2項及び第12条にもとづき、以下の通り異議の申出を行います。

記

【異議の内容】

- ・2024年8月5日に公示された、最低賃金を1052円（引き上げ額51円）とする兵庫地方最低賃金審議会の答申意見は、働いて受け取る賃金としては、あまりにも低すぎ、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上」（最低賃金法）に資するものとは言い難い。
- ・2024年7月16日付「兵庫県最低賃金の改正審議にあたっての意見書」（兵庫地方最低賃金審議会宛）で求めたように、兵庫県最低賃金を、『「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる賃金、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に値する最低賃金に引き上げること。そのために、時間給1500円以上にする。』を求めます。
- ・「1500円以上」とすることができなくとも、少なくとも、「全国加重平均」以上となる再答申を求めます。



【異議の理由】**1. 全体的な評価****(ア) 答申額について**

兵庫の答申が、目安を1円上回る51円の答申であったことは、現在の目安制度の中で、兵庫の審議会の皆さんの努力であることは理解しています。

①大阪に追い付くのは62年後？

大阪は目安通りの50円の答申であり、大阪の額とは差が1円縮まることとなります。つまり大阪との差が63円から62円に。このペースで行くと、62年後に大阪に追い付くこととなりますが。

②全国加重平均を下回ったまま

昨年、目安通りの引き上げであれば、全国加重平均は1002円でした。結果は、兵庫県を含む24県で目安を上回る答申が行われ、全国加重平均は1004円になっています。昨年の41円(目安+1円)の引き上げ答申では、兵庫県は全国加重平均を「1円」下回る額ではなく、「3円」下回る額になっています。

今年も、愛媛59円、島根58円、鳥取57円の引き上げ答申など、既に20県以上で目安を上回る答申が行われています。

こうした状況を踏まえると、目安通りであれば、全国加重平均は1054円ですが、この額を上回ることになりそうです。

つまり、「51円」(目安+1円)の引き上げでは、全国加重平均との差が広がる可能性があります。

***全国加重平均を下回るころから人口流出**

兵庫県の最低賃金は、2011年までは全国加重平均を上回っていましたが、2012年に全国加重平均と同額、そして2013年以降、全国加重平均を下回っています。

兵庫県の人口に関する報告では、「2012年以降、継続して人口転出が転入を上回り、特に20歳代の東京圏や大阪府への転出超過(就職を機とした転出超過)が顕著」ということが言われています。

この人口流出、とりわけ若者の転出に歯止めをかけるには、少なくとも全国加重平均を上回る、そして大阪府との賃金差を無くす、ということが必要です。

(イ) 要望（建議）について

また、昨年同様に「政府への要望事項」（建議／付帯決議）を出されていることは、評価しています。

そして、兵庫労働局のホームページの表示やプレス発表が、昨年までとは違って、ホームページでは「政府への要望事項」がパッとみてわかるようになっていることも評価しています。

▼今年

--

兵庫県最低賃金 時間額 1,052 円を答申 ～引上げ額 51 円は時給に統一後の最高額～

令和 6 年 8 月 05 日（月）

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/home/sintyaku_itiran/news_topics/houdou/20240805.html

--

▼昨年

--

兵庫県最低賃金時間額の 41 円引上げを答申～時間額 1,001 円に～

令和 5 年 8 月 07 日（月）

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/home/sintyaku_itiran/news_topics/houdou/20230807.html

--

地道ですが、こうした変化が、マスコミに「引き上げ額」だけへの注目から、どうすれば「引き上げができるのか」ということにも注目していく、最低賃金引き上げに向けた政策議論・中小企業への支援策実現のきっかけになる重要な一歩だと思っています。

* 神戸経済ニュース <https://news.kobekeizai.jp/> で、「政府への要望」を紹介しています。

* 神戸新聞は、8月6日1面で大きく答申を取りあげていますが、これまで同様に額にのみに注目しているからなのか、紙面が足りないためなのか、残念ながら「政府への要望」を取りあげていません。その結果か、8月7日の神戸新聞社説「最低賃金 1052 円／継続的に引き上げてこそ」でも、「政府への要望」が取りあげられていません。「継続的に引き上げ」に向けては、まずは審議会の「政府への要望」の紹介が、重要な要素であるにもかかわらず…。

* 政策的議論を深めていく上で障害となっている経営者団体の姿勢に対する批判として、以下の意見も一つの参考になると思います。

<https://toyokeizai.net/articles/-/784623>

東洋経済 2024/07/30 6:00

「最低賃金 50 円引き上げ」時代遅れの根拠なき議論

「経営者代表」を議論の主役にはいけない訳

デービッド・アトキンソン：小西美術工芸社社長

2. 1500円以上を目指す努力を。まずは、全国加重平均を上回る引き上げを。

要望は、意見書で述べたように1500円以上です。

それに向けた第一歩として、全国加重平均を下回っている現状を変える必要があると思っています。次に大阪との差額を無くすことが必要だと。

兵庫の場合51円（目安+1円）の引き上げでは「1052円」であり、「全国加重平均1054円」（目安通り答申であった場合）を「2円」下回ります。目安を上回る答申の結果、さらに差額が広がる可能性が強いと思います。これでは若年労働者の流出に歯止めがかかりません。

「全国加重平均1054円+ α （目安を上回る答申の結果）」以上にするには、「53円+ α 」（少なくとも55円～57円程度）の引き上げが必要だと思います。

●最低賃金審議会は、

異議申出の審議においては、あまりに低い最低賃金が、「国民経済の健全な発展に寄与すること」（最低賃金法第1条）を妨げてきた状況やや兵庫県の若年労働者の流出につながっていることに注意を払い、「51円」の引き上げ額から、更なる引き上げ額の再答申（55円～57円程度）をお願いします。

●労働局長は、

審議会が、答申通りとした場合には、

最低賃金法第10条2項に基づいて、「51円の引き上げでは、引き上げ額としては少なく、認めがたい」として、再審議を求めてください。

以上



兵労発基 0821 第 1 号
令和 6 年 8 月 21 日

兵庫地方最低賃金審議会
会 長 梅 野 巨 利 殿

兵 庫 労 働 局 長
赤 松 俊 彦

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、兵庫県労働組合総連合、兵庫県私立学校教職員組合連合、兵庫私学労働組合、兵庫労連・神戸地域労働組合、全日本放送受信料労働組合兵庫県協議会、郵政産業労働者ユニオン兵庫県協議会、郵政産業労働者ユニオン尼崎支部、郵政産業労働者ユニオン西宮支部、郵政ユニオン神戸中央支部、郵政産業労働者ユニオン灘支部、全日本建設交運一般労働組合兵庫県本部、全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部、JMITU 兵庫地方本部、JMITU 通信産業本部兵庫支部、西播地域労働組合総連合、自立労働組合連合不二家神戸労働組合から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項及び第 12 条による異議の申出がありましたので、貴会の意見を求めます。

(案)

令和6年8月21日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月21日、貴職から令和6年8月5日付け兵庫県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する兵庫県労働組合総連合ほか15件の異議申出に関し意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。